

県南広域振興局長告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和3年2月2日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北上東和線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市二子町馬場野4番8地先から更木9地割1番1地先まで	新	m 85.0~13.0	m 1,313.0
北上市村崎野26地割32番25地先から更木9地割1番1地先まで	旧	85.0~13.0	1,557.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
- (2) 期間 令和3年2月2日から同年3月2日まで